

農地所有者・担い手農業者の皆様へ

人・農地プランから**地域計画**へ

「地域計画」は令和5年4月に法定化され
令和7年3月までに策定する必要があります。

地域では、農地に関する様々な悩みの声があがっています。

- ◆ 農地を耕作してほしいけど、**受け手がない**
- ◆ 規模拡大したいけど、**農地が点在していて集約できない**
- ◆ **耕作放棄地が増え**対応に困っている・・・など



様々な課題について地域一体となって話し合い、
■概ね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」
■地域の農地をどのように活用していくか
■地域の農地をどのように集積・集約していくか
など、**今後の方針を地域計画に反映していきます！**



**地域の農地を次世代に引き継ぐために
皆さんで話し合いませんか！**

皆様の地域計画策定を関係機関がサポートします！

十日町市、十日町市農業委員会、JA魚沼、
十日町土地改良区、川西土地改良区、中里土地改良区
十日町地域振興局

詳細はコチラから

地域計画

検索



十日町市では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関（農業委員会、JA、土地改良区など）と一体となって、「**地域計画の策定とその実行**」に向け取り組んでいきます。

【地域計画とは？】

○ 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。現況地図を見ながら話し合いを進め、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した「**目標地図**」を作成します。

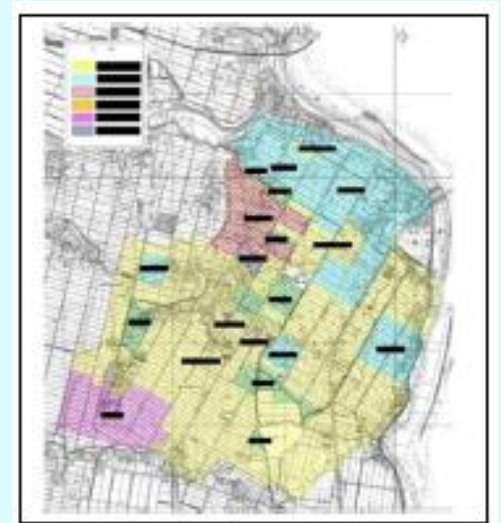
地域計画の実現を目指して、目標地図に沿った担い手への農地集積・集約を進めていきます。

※目標地図は将来の農地利用の方針であり、法的拘束力はありません。担い手の変更など随時見直しが可能です。

地図を見ながら話し合いましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

地域計画を策定することにより

- ①担い手が決まることにより地域の不耕作農地が解消し、良好な営農環境が維持されます。
- ②農地所有者の意向を把握することで農地の貸し借りがスムーズに行えます。
- ③農地の貸し借りを農地中間管理機構に任せることにより、複雑な手続きが軽減されます。

【地域計画の進め方】

- ①市・農業委員会が既存の計画や意向調査を基に地域計画（素案）と目標地図（素案）を作成します。
- ②地域の皆さんで、上記（素案）を活用し地域の農業の方針（今後も耕作する農地、作物等）を話し合います。

この時、10年後に誰がどの農地を耕作するか、皆さんで色塗りをして区分けします。

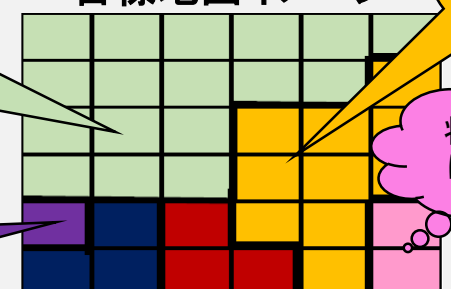
（「目標地図」を作成します）

- ③皆さんで作成した「地域計画」を市が公表します。

地域計画や目標地図に記載された担い手の方を、農地の貸付け&補助事業で支援します。

農地を集積して規模拡大したい！

目標地図イメージ



集約して作業を効率化したい！

将来は誰かに任せたい

兼業で続けたい

※令和7年3月で基盤強化法による新たな農地契約はできなくなり、令和7年4月から契約方法が農地法と農地バンク法(農地中間管理機構の手続き)の2種類となります。農地バンク法に基づく農地契約を結ぶのは目標地図に記載された担い手のみになります。(目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です)

【問い合わせ先】

十日町市役所産業観光部農林課 電話：025-757-3120 十日町市農業委員会事務局 電話：025-757-3286